

考えましょう。空き家のこと。

昨今、テレビや新聞などで空き家が全国的な問題として取り上げられており、市でも587件(令和7年2月末時点)が空き家として確認できています。

空き家の適切な管理は所有者等の責務であり、管理せずに放置すると所有者にも近隣住民にも著しい影響が及びます。空き家をお持ちの方、今後空き家になりそうな住宅などをお持ちの方、他人事と思わず、考えてみませんか？



放っておけない！空き家が抱える問題

ご近所の
迷惑と
なります

草木の繁茂

害獣の棲息

倒壊

ゴミの
不法投棄

放火の恐れ

不審者の侵入

損害賠償に発展する場合があります

空き家の管理不全が原因で損害が発生した場合、所有者へ賠償金が請求される可能性があります。

◎倒壊により隣家が全壊および死亡事故が発生

→ 約2億円の損害賠償となることも…

(参考)公益社団法人 日本住宅総合センターの試算例

所有者にも
不利益が
生じます

固定資産税が高くなります

周辺に著しい影響を及ぼす「特定空き家等」および将来、特定空き家等になり得る「管理不全空き家等」へ認定され「勧告」を受けた場合、敷地の固定資産税が現状より高くなります。

※固定資産税の軽減措置(住宅用地)が受けられなくなります。

市の空き家問題へ支援

管理

●空き家等管理事業者登録制度

除草や通気などの空き家等管理業務を行う事業者を登録し、空き家の管理等にお困りの所有者の方へ情報提供することで、適切な管理を支援する制度です。



市ホームページ

活用

●空家等バンク制度

空き家を売りたい・貸したいという所有者と空き家を探す方をつなぐ制度です。制度を通じて空き家を取得・賃貸された場合、物件の取得や修繕費用が補助金の対象となる場合があります。



市ホームページ

解体

●解体費用シミュレーター

AIを活用したシステムで簡単な質問に回答すると、瞬時に解体費用の相場が分かります。

※(株)クラッソーネとの連携協定に基づく事業です。



市ホームページ

空き家になる前に今からできること

- 家族が元気なうちに家の管理や処分など将来について話し合いをしましょう。
- 相続を円滑に行うため、相続予定の土地や家屋の名義など事前に確認しましょう。
- 家の将来について考えるきっかけとして「住まいのエンディングノート」をご活用ください。詳しくは、二次元コードをご覧ください。



市ホームページ

◆問い合わせ

【空き家の維持管理に関すること】

都市計画課(内線2730)

【空家等バンクや利活用に関すること】

都市整備課(内線2930)